

文教福祉常任委員会 会議録

令和7年12月15日（月）午前9時00分～
小美玉市役所 3階 議会委員会室

小美玉市議会

文教福祉常任委員会

令和7年12月15日（月）午前9時00分～

議会委員会室

1. 開 会

2. 現 地 調 査

3. 副委員長挨拶

4. 執行部挨拶

5. 議 事

- ① 議案第85号 小美玉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ② 議案第89号 小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- ③ 議案第95号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算(第6号)
- ④ 議案第96号 令和7年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- ⑤ 議案第97号 令和7年度小美玉市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- ⑥ 議案第99号 指定管理者の指定について
- ⑦ 議案第102号 工事請負契約の変更契約の締結について

6. そ の 他

7. 閉 会

出席委員（7名）

2番	宮内勇二君	4番	内田和彦君
9番	島田清一郎君（副委員長）	10番	鈴木俊一君
12番	石井旭君（議長）	13番	谷仲和雄君
14番	長島幸男君	17番	大槻良明君

欠席委員（なし）

付託案件説明のため出席した者

		教育長	羽鳥文雄君
保健衛生部長	長谷川勝彦君	福祉部長	佐々木浩君
教育部長	植田賢一君	教育委員会理事	狩谷秀一君
医療保険課長	石井博君	健康増進課長	小松与士宏君
社会福祉課長	長沼光子君	介護福祉課長	島田視一君
地域包括支援センター長	酒井美智子君	こども課長	櫻井正樹君
こども家庭センター長	尾形健君	教育指導課長	吉田桂子君
教育企画課長	田山智君	生涯学習課長	島田広幸君
スポーツ推進課長	関川克己君	文化芸術課長	坂本剛君

議会事務局職員出席者

書記 井坂 義久

現地視察後

午前10時05分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（島田清一郎君） 皆さん、おはようございます。早朝での現地調査、ご苦勞様でした。ただいまより、文教福祉常任委員会を開会致します。本日は、委員会条例第12条に伴い、私が委員長の職務を代行しますので、皆様のご協力を宜しくお願い申し上げます。

簡単ですが、挨拶とさせていただきます。次に、執行部挨拶、島田市長が体調不良の為、代わりまして羽鳥教育長にお願い致します。

○教育長（羽鳥文雄君） はい。皆さん、おはようございます。皆様には日頃より、教育行政、保健行政、福祉行政と、たくさんのご指導とご支援をいただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。また、先程は、納場小学校体育館長寿命化改修工事の現地調査ということで、大変お世話になりました。本日、本委員会に付託された議案が7件ありますので、皆様には慎重なご審議の方、宜しくお願い致します。

○副委員長（島田清一郎君） ありがとうございます。議事に入る前に、本日、福島議員、山崎議員、鬼田議員が傍聴致しますので宜しくお願い致します。それでは、議事に入ります。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議題は、12月11日に付託されました議案審査付託表のとおりであります。

関係資料につきましては、スマートディスカッションに保存されています。準備はよろしいでしょうか。当委員会の議事の進め方でございますが、質疑の方法は一問一答方式とし、一人の方が全て終了するまで質疑を続けることとします。簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしくお願い致します。また、執行部においても、マスクを外し、明快な答弁をお願い致します。なお、執行部が即時に答弁し難い質疑があった場合は当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質問をお願い致します。一時保留とした答弁は、執行部において整い次第、再開することと致します。各委員におかれましては、よろしくご協力のほどお願いを致します。なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っただけ、質疑が終わりましたら、必ず電源をお切りいただきますようお願いを致します。

それでは、これから付託議案の審査に入ります。初めに議案第85号 小美玉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について議題と致します。

執行部より説明を求めます。

櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井 正樹君） 議案第85号 小美玉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明致します。提案理由でございますが、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度を行う施設の設備や運営に関する基準を条例で定めるため、この案を提出するものでございます。制度の概要についてですが、6ヶ月から3歳未満の未就園児を対象に、こども一人当たり10時間を上限として、保護者の就労要件等を問わず、保育園や認定こども園に通園することができるものとするものでございます。それでは、資料1ページから2ページをご覧ください。

条例の内容につきましては、抜粋してご説明させていただきます。第1章は、総則としまして、条例の趣旨、用語の定義、最低基準の目的、最低基準と乳児等通園支援事業者、乳児等通園支援事業者の一般原則を定めております。3ページをご覧ください。第2章は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準としまして、第6条 乳児等通園支援事業者と非常災害でございますが、非常災害に対する具体的計画、非常時の訓練について定めております。第7条 乳児等通園支援事業所の日常生活における安全に関する指導・職員の研修等、安全計画の策定等について定めております。4ページをご覧ください。

第8条 自動車を運行する場合の所在の確認でございますが、自動車運行時の利用乳幼児の乗車・降車の際の所在の把握、利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えること等を定めております。5ページをご覧ください。第13条 虐待等の禁止でございますが、利用乳幼児に対する心身に有害な影響を与える行為の禁止について定めております。7ページをご覧ください。第2節 乳児等通園支援事業の区分としまして、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業についての設備及び職員の基準について定めております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（島田 清一郎君） 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。よろしいですか。ないようですので、以上で質疑を終結致します。次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（島田 清一郎君） ないようですので、討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第65号 小美玉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について採決致します。お諮り致します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（島田 清一郎君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○副委員長（島田 清一郎君） 続いて、議案第89号 小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について議題と致します。

執行部より説明を求めます。櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井 正樹君） 続きまして、議案第89号 小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてご説明致します。

提案理由でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律その他関係省令の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

なお、本条例の改正につきましては、いずれも同時期に行われた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を契機として行われる改正であり、趣旨が共通する部分があること、法律改正に伴う義務的改正であることから、小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、小美玉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、小美玉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、3条例につきまして、一括して一部改正を行うものでございます。改正案の概要につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきます。

まずは、小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正でございます。2 / 4 ページをご覧ください。第7条（保育所等との連携）の規定でございます。

第7条第3項 連携施設として保育所、幼稚園又は認定こども園の他、小規模保育事業A型事業所等を確保することも可能とするものでございます。続きまして、3 / 4 ページをご覧ください。第7条第4項2号 市長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とすることを可能とするものでございます。

続きまして、第13条 虐待等の禁止の規定でございます。こどもや保護者が安心して保育所等に通えることで安心して、こどもを預けられるような環境を整備するために、虐待に対する対応を強化するものでございます。続きまして、第18条 利用乳幼児及び職員の健康診断の規定でございます。母子健康法に基づく乳幼児の健康診断の内容が、保育所等を利用する乳幼児に対して実施が義務付けられている健康診断の全部又は一部に相当すると認められる時は、当該健康診断の全部又は一部を行わないことを可能とするものでございます。続きまして、4 / 4 ページをご覧ください。附則 連携施設に関する経過措置 第3条でございます。

連携施設を確保することが困難な場合の経過措置の期間を令和12年3月31日まで延長する
ものでございます。

続きまして、小美玉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の改正でございます。1 / 5 ページをご覧ください。第25条 虐待等の禁止の規
定でございます。先程の小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例同様、虐待対応を強化するものでございます。続きまして、3 / 5 ページをご覧ください。
特定教育・保育施設との連携でございます。第42条3項の規定でございます。

連携施設として保育所、幼稚園又は認定こども園の他、小規模保育事業A型事業所等を確
保することも可能とするものでございます。続きまして、4 / 5 ページをご覧ください。

第42条第4項第2号でございます。市長が代替保育連携協力者の確保が著しく困難である
場合、代替施設の確保を不要とすることを可能とするものでございます。続きまして、5 /
5 ページをご覧ください。附則 連携施設に関する経過措置 第5条でございます。

連携施設を確保することが困難な場合の経過措置の期間を令和12年3月31日まで延長する
ものでございます。

続きまして、小美玉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の改正でございます。1 / 1 ページをご覧ください。第13条 虐待等の禁止でございます。

こちらも前案件同様、虐待対応を強化するものでございます。説明につきましては以上で
ございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副委員長（島田 清一郎君） 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑
は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（島田 清一郎君） ないようですので、以上で質疑を終結致します。次に、討論
に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（島田 清一郎君） ないようですので、討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第89号 小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例について採決致します。お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（島田 清一郎君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決

しました。続いて議案第95号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算第6号を議題と致します。執行部より説明を求めます。

○副委員長（島田 清一郎君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田 桂子君） それでは、議案第95号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第6号）のうち、文教福祉常任委員会所管分につきまして、順次担当部局より説明いたします。なお説明欄を中心に説明させていただき、款項目欄等の読み上げは省略させていただく場合がありますので、ご了承をお願いいたします。

それでは10ページをご覧ください。歳入予算補正につきまして、教育指導課より説明いたします。

まず15款 使用料及び手数料におきまして、預かり保育の保育料40,000円の増額でございます。理由ですが、今年度、預かり保育料無償化の要件に該当しない保護者からの利用が増加しており、年度の収入額が増額の見込みであることから、補正増をお願いするものです。

○副委員長（島田 清一郎君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼 光子君） 続きましてその下、説明欄 障害者自立支援給付費負担金でございますが、347万円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、補装具に対する負担金の増額になります。

○副委員長（島田 清一郎君） 櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井 正樹君） 続きましてその下、説明欄 児童扶養手当負担金でございますが120万円の補正増をお願いするものでございます。

内容につきましては、児童扶養手当の増額による国庫負担金の増額になります。

○副委員長（島田 清一郎君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼 光子君） 続きましてその下、説明欄 生活保護費国庫負担金でございますが、592万1,000円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、生活扶助費が562万5,000円、教育扶助費が22万5,000円、委託事務費が7万1,000円の負担金の増額になります。続きましてその下になります。説明欄 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金でございますが、5万1,000円の補正減をお願いするものでございます。内容につきましては、普通旅費が定員の都合で不参加だったための歳出補正減によるものになります。

○副委員長（島田 清一郎君） 櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井 正樹君） 一番下の欄、説明欄 子どものための教育・保育給付交付金

でございますが7,895万4,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容につきましては、保育園・認定こども園に給付する費用の国庫補助金の増額分になります。

○副委員長（島田 清一郎君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼 光子君） 続きましてその下、説明欄 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金でございますが、56万5,000円の補正減をお願いするものでございます。内容につきましては、子どもの学習支援事業の契約額が、委託費の確定により減額となるためです。

○副委員長（島田 清一郎君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田 桂子君） 続きまして、その下にあります校内フリースクール設置促進事業費補助金につきまして、17万4,000円の補正増をお願いするものでございます。

この補助金は校内フリースクールの設置促進を目的に、設置初年度の経費を対象として交付を受けるものです。

なお、充当先は今年度新規開設した校内フリースクールに相談員として勤務する会計年度任用職員の報酬を予定しており、人事課所管となりますので、歳出予算における説明は省略させていただきます。

○副委員長（島田 清一郎君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼 光子君） 続きまして、11ページに移ります。

説明欄 障害者自立支援給付費負担金でございますが、173万5,000円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、補装具に対する負担金になります。

○副委員長（島田 清一郎君） 櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井 正樹君） 続きましてその下、説明欄 子どものための教育・保育給付費補助金でございますが、2,568万3,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容につきましては、保育園・認定こども園に給付する費用の県負担金の増額分になります。

○副委員長（島田 清一郎君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、2項 県補助金の2段目、医療費補助金97万6,000円の補正増でございますが、いわゆるマル福の受給資格者の医療費が増加傾向にあることから、増額補正をお願いするものでございます。

○副委員長（島田 清一郎君） 櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井 正樹君） 続きまして、その下、説明欄 子どものための教育・保育

給付補助金でございますが、96万7,000円の補正減をお願いするものでございます。

内容につきましては、私立幼稚園に対する県・市補助金の減額によるものです。

○副委員長（島田 清一郎君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田 桂子君） 続きまして、2つ下になります。

校内フリースクール設置促進事業費補助金につきましては、60万3,000円の補正増をお願いするものでございます。

こちらは校内フリースクールの設置促進を目的に、国庫補助金とあわせて交付を受けるものです。国・県がそれぞれの予算枠内で配分を行う関係上、国と県で異なる額の交付決定となっております。

○副委員長（島田 清一郎君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、12ページをご覧ください。22款 諸収入、4項 受託事業収入の説明欄、後期高齢者健康診査受託事業収入80万9,000円の補正増でございますが、後期高齢者の健康診査及び人間ドックの受診者数が増加傾向にあることから、増額補正をお願いするものでございます。

○副委員長（島田 清一郎君） 坂本文化芸術課長。

○文化芸術課長（坂本 剛君） 同じく12ページをご覧ください。

つづきまして、文化芸術課所管になります。

説明欄中段、諸収入、雑入、水道使用料返還金80万4,000円ですが、四季文化館みの～れの水道管の漏水に伴う使用料の減免による返還金の歳入補正になります。

○副委員長（島田 清一郎君） 小松健康増進課長。

○健康増進課長（小松 与士宏君） その下、健康増進課所管の歳入でございます。

雑入 説明欄 下から2番目、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金として、4,548万4,000円の減額補正をお願いするものです。

令和6年度で国の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業が終了し、国助成金が廃止となったことに伴う、歳入減額となります。

○副委員長（島田 清一郎君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、6目 過年度収入の説明欄、医療福祉費等補助金335万6,000円の補正増でございますが、茨城県からの令和6年度医療福祉費等補助金の確定に伴う追加交付分でございます。歳入の説明につきましては、以上でございます。

○副委員長（島田 清一郎君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼 光子君） 続きまして、16ページをご覧ください。歳出の説明に移ります。一番上になります。説明欄3 社会福祉事務費 2補助金につきましては、2,446万6,000円の補正増をお願いするものでございます。内容と致しましては、社会福祉協議会の人件費1,663万1,000円と、介護保険事業の赤字補填分783万5,000円が不足するためでございます。

○副委員長（島田 清一郎君） 島田介護福祉課長。

○介護福祉課長（島田 視一君） その下になります。介護福祉課所管になります。

説明欄8 生活支援事業につきましては、6万1,000円の増額でございます。

内容としましては、現在、運転免許証をお持ちでない高齢者や一定の身体障害者を対象に、外出支援サービスとして、申請により500円のタクシー券を年間56枚交付しておりますが、利用者の増加により、利用券の増刷を行うにあたり、印刷製本費を6万1,000円補正するものでございます。続きまして、その下になります。説明欄12 介護保険特別会計繰出金につきましては、5,213万4,000円の増額でございます。今回、介護保険特別会計の歳出予算の中で、保険給付費の増額補正を計上しているところでございますが、これに伴う市負担額の増加分と、介護報酬の改定に伴う電算システム改修費用について、一般財源から介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

○副委員長（島田 清一郎君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼 光子君） 続きまして、社会福祉費になります。その下、説明欄2 障がい者自立支援給付費等事業 19扶助費 補装具給付費につきましては、694万の補正増をお願いするものでございます。内容と致しましては、補装具費の支給決定額が増加したことにより、予算不足が見込まれるためになります。

○副委員長（島田 清一郎君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、5目 後期高齢者医療費の説明欄3 後期高齢者健康診査事業128万4,000円の補正増をお願いするものでございます。内容でございますが、後期高齢者健康診査の受診者数が増加傾向にあることから、検査結果通知発送に係る通信運搬費、検査結果データ管理手数料、集団検診の委託料をそれぞれ増額補正するものでございます。あわせまして、人間ドック等の受診者数が増加傾向にあることから、助成費を増額補正するものでございます。

続きまして、その下でございます。説明欄4、後期高齢者医療制度経費5,000円の補正増でございますが、茨城県後期高齢者医療広域連合に支出する共通経費負担金の額が確定し

たため、増額補正をお願いするものでございます。続きまして、17ページをご覧ください。
6目 医療福祉費の説明欄2、医療福祉扶助事業 県補助195万4,000円の補正増でございますが、いわゆるマル福の受給資格者のうち、ひとり親家庭の医療費が増加傾向にあることから、増額補正をお願いするものでございます。続きまして、その下でございます。説明欄3、小児医療福祉扶助事業 市単独392万4,000円の補正増でございますが、こちらはいわゆるマル特の受給資格者の医療費が増加傾向にあることから、増額補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○副委員長（島田 清一郎君） 櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井 正樹君） 続きまして、18ページをご覧下さい。

説明欄3 児童福祉事務費 国県補助等返納金でございますが、4,434万1,000円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、令和6年度分の実績報告に伴う補助金等の確定に伴う返納金になります。

○副委員長（島田 清一郎君） 尾形こども家庭センター長。

○こども家庭センター長（尾形 健君） こども家庭センター所管になります。その下になります。説明欄5 家庭児童相談事業 国県補助等返納金につきましては、95万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、令和6年度に実施致しました、児童入所施設措置費等国庫負担金の実績に伴う返還金でございます。

○副委員長（島田 清一郎君） 櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井 正樹君） 続きましてその下、説明欄2 児童扶養手当経費につきまして、360万円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、1月以降の支払いに予算不足が見込まれるためになります。続きましてその下、説明欄1 保育委託事業 民間保育所入所児童委託料につきまして、6,710万8,000円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、公定価格及び加算額増加による委託費の不足が見込まれるためになります。続きましてその下、説明欄3 施設型給付費 認定こども園施設型給付費負担金につきまして、6,207万2,000円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、公定価格及び加算額増加による委託費の不足が見込まれるためになります。

○副委員長（島田 清一郎君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼 光子君） 続きまして19ページ上に移ります。説明欄2 生活保護事務費につきましては、101万円の補正減をお願いするものでございます。内容と致しましては、8旅費 普通旅費がオンライン参加可能な形態で実施されたため、13万6,000円の補

正減。10需用費 印刷製本費が、窓あき封筒の不足により、3万6,000円の補正増。11役務費 通信運搬費が、今年の4月より医療要否意見書送付の際に返信用封筒を同封することになったことにより郵便料の不足に対応するため22万円の補正増。12委託料 子どもの学習支援事業業務委託料が委託料確定のため113万円の補正減となります。続きましてその下、説明欄1 生活保護扶助事業 19扶助費につきまして、789万5,000円の補正増をお願いするものでございます。内容と致しましては、生活扶助費が750万円、教育扶助費が30万円、委託事務費が9万5,000円の不足が見込まれるためになります。

○副委員長（島田 清一郎君） 小松健康増進課長。

○健康増進課長（小松 与士宏君） 続きまして、健康増進課所管になります。その下、3番目の段、説明欄1 予防接種事業の各種予防接種個別接種委託料のうち、新型コロナワクチン接種につきましては、先ほど歳入で説明いたしました、国の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業の終了に伴い、1件当たり国助成額分の8,300円が減額となること、及び令和6年度の接種実績等に基づき、接種見込件数を減としたことにより、4,840万5,000円を減額するものです。その他、本年度より定期接種となった带状疱疹ワクチン接種については908万円の増額など、各種ワクチン接種の実績見込みにより、合わせて3,292万6,000円の減額補正をお願いするものです。扶助費につきましても、各種ワクチン接種の実績増に伴い25万5,000円の増額補正をお願いするものです。

○副委員長（島田 清一郎君） 尾形こども家庭センター長。

○こども家庭センター長（尾形 健君） 20ページをご覧ください。説明欄1 母子保健事業 国県補助等返納金につきましては、13万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、令和6年度に実施しました、未熟児養育医療費等国庫負担金の実績に伴う返還金でございます。

○副委員長（島田 清一郎君） 小松健康増進課長。

○健康増進課長（小松 与士宏君） その下、説明欄2、成人保健事業 健康増進課所管になります。委託料において42万7,000円の補正増をお願いいたします。肝炎検査委託料のほか各種健診における実績増に伴う、委託料の増額補正となります。その下、健康増進施設管理運営費 需用費 修繕料につきましては、四季健康館受水槽の故障している給水装置の修繕料として、38万円の増額、並びに、小川保健相談センターエレベーターの部品交換修繕料として21万4,000円の増額、合わせて、59万4,000円の増額補正をお願いするものです。

健康増進課所管の補正は以上となります。

○副委員長（島田 清一郎君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田 桂子君） 続きまして、26ページをご覧ください。説明欄 1 教育指導研究経費の財源内訳補正につきましては、企業版ふるさと応援に対する指定寄附金を、小学校社会科副読本デジタル版作成委託料に充当するため、その他財源を50万円増額し、一般財源を同額減額するものです。続きまして、その下 3 学校支援対策事業におきまして、報償費44万6,000円の増額補正でございますが、学びサポーターのうち、外国人児童生徒への日本語支援を行う支援員に関しまして、外国籍児童生徒の受け入れ増に伴い、勤務時間数が増加していることから、謝金の増額をお願いするものです。

○副委員長（島田 清一郎君） 田山教育企画課長。

○教育企画課長（田山 智君） 教育企画課所管分となります。中段、説明欄 2 小学校施設管理費について、1,107万6,000円の増額補正をお願いするものです。内容ですが、10節 需用費 消耗品費23万3,000円は、令和8年度に実施予定の羽鳥小学校長寿命化改修工事にあたり、現在建設中の増築校舎への仮設通路利用による給食配膳用品を購入するものです。光熱水費726万9,000円のうち、電気使用料553万8,000円は、今年度の使用実績の見込み額の計上となります。上下水道使用料173万1,000円についても、今年度の使用実績からの不足見込み額の計上となります。14節 工事請負費、校舎周辺等整備工事290万4,000円については、既存校舎配膳室から現在建設中の増築校舎へ給食を配送するための仮設通路を設置するものです。17節 備品購入費67万円は、施設用備品購入費として、旧キャトルセゾン
を現在、子ども第三の居場所整備として、改修をしておりますが、こちらの施設用備品を購入する予算としております。また、小学校施設管理費の中で、特定財源その他200万円の財源内訳補正を行っており、企業版ふるさと応援に対する指定寄附金を活用し、**子ども第三の居場所整備事業の工事請負費に充当するものとなっております。**

○副委員長（島田 清一郎君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田 桂子君） 続きましてその下、3 保健衛生管理費におきまして、備品購入費14万1,000円の補正増でございますが、学校健康診断の聴力検査で使用するオージオメータという機械のうち、羽鳥小学校の機械が故障し、製造年も古く修繕が不可能であることから、新たに1台購入するため費用を計上するものです。

○副委員長（島田 清一郎君） 田山教育企画課長。

○教育企画課長（田山 智君） 教育企画課所管となります。その下、26ページから27ページとなります。説明欄 2 中学校施設管理467万1,000円の増額補正をお願いするものです。

内容ですが、10節 需用費 燃料費68万9,000円は、ガス代、灯油代、ガソリン代について、今年度の使用実績から不足額を計上するものです。14節 工事請負費、校舍改修工事、398万2,000円は、3件の工事を予定しております。一つ目として、小川南中学校2階空調機漏洩の修繕工事に129万8,000円、点検でガス漏れが判明し、ガス漏れ位置を特定するための検査を含めた修繕工事を実施するものです。二つ目が、美野里中学校汚水配管接続工事に88万円、浄化槽のエアレーションポンプの故障により、配管接続替え工事を実施するものです。三つ目が、美野里中学校駐輪場整備工事、180万4,000円、現在整備中の駐輪場整備工事において、鉄筋工事における使用数量の増などにより増額の設計変更を行い、整備を進めるものです。

○副委員長（島田 清一郎君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田 桂子君） 続きまして、1 教育活動振興経費において、生徒派遣補助金357万8,000円の補正増でございます。理由ですが、美野里中を拠点校として市内4校の生徒が活動しているオール小美玉クラブが、県総合新人体育大会で優秀な成績を収め、全国大会である文部科学大臣杯全日本少年春季軟式野球大会へ出場が決まりましたので、補助金交付要綱に基づく補助金額を計上するものです。内容といたしましては、選手登録を行う生徒21名及び引率教員4名、計25名を対象とした宿泊費と交通費の補助及びチーム参加負担金の補助となっており、宿泊費は最長の場合の6泊分で算定し、実績により補助額を確定する予定となっております。続きまして、3 教科書・指導書等購入費における財源内訳補正でございますが、企業版ふるさと応援に対する指定寄附金を、小川南中学校の電子黒板購入にあたり、備品購入費に充当するため、その他財源を50万円増額し、一般財源を同額減額するものです。続きまして、2 幼稚園運営経費における財源内訳補正でございますが、歳入予算補正での説明で申し上げました預かり保育、一 保育料4万円の増額に伴い、その他財源を増額し、一般財源を同額減額するものです。

○副委員長（島田 清一郎君） 島田生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田 広幸君） 28ページをご覧ください。生涯学習課所管についてご説明させていただきます。説明欄2 美野里地区公民館等施設維持管理費につきましては、432万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容としましては、需用費、光熱水費、電気使用料の不足見込み額による増額補正として150万円の増額補正となります。同じく、農村環境改善センター電気保安管理年次点検における不具合指摘箇所修繕として、工事請負費、電気設備更新工事、282万7,000円の増額補正となります。続きまして、説明

欄4 玉川地区学習等供用施設維持管理費につきましては、6万円の増額補正をお願いするものでございます。内容としましては、誘導灯の非常電源切り替え不良の指摘に対する誘導灯修繕として、需用費、修繕料の増額補正となります。続きまして、その下、説明欄3 小川図書館・資料館施設維持管理費につきましては、23万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、需用費、光熱水費、電気使用料の不足見込み額による増額補正となります。続きまして、説明欄5 文化財調査・管理経費につきましては、41万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、埋蔵文化財の試掘調査の実施数の増加に伴い、使用料及び賃借料、重機借上料の不足が見込まれるため増額補正となります。続きまして、説明欄2 やすらぎの里施設維持管理費につきましては、550万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、需用費、燃料費の不足見込み額6万3,000円、需用費、光熱水費、電気使用料の不足見込み額59万8,000円の増額補正となります。同じく茶道棟空調設備故障による更新工事として、工事請負費、空調設備更新工事484万円の増額補正となります。続きまして、29ページをご覧ください。説明欄1 生涯学習センター施設維持管理費につきましては403万円の増額補正をお願いするものでございます。内容としましては、需用費、燃料費の不足見込み額170万3,000円、需用費、光熱水費の電気使用料の不足見込み額201万9,000円の増額補正となります。同じく、消防設備点検実施に伴う不具合指摘箇所の修繕として、需用費、修繕料の30万8,000円の増額補正となります。生涯学習課の説明は以上です。

○副委員長（島田 清一郎君） 坂本文化芸術課長。

○文化芸術課長（坂本 剛君） 続きまして、文化芸術課所管になります。同じく29ページ説明欄4 四季文化館施設維持管理費ですが、需用費、光熱費の電気使用料で、今後電気使用料に不足が見込まれることから478万円を増額するものです。

○副委員長（島田 清一郎君） 関川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（関川 克己君） 下段の説明欄3 体育振興活動経費につきましては、財源内訳補正として、特定財源その他の企業版ふるさと応援に対する指定寄附金を60万円増額し、一般財源を同額減額するものでございます。次に、説明欄2 希望ヶ丘公園施設維持管理費321万5,000円の増額補正をお願いするものです。14節 工事請負費 希望ヶ丘公園修繕工事の内容につきましては、駐車場の街灯2基の修理費用及び電線等の盗難を防止するため、防犯カメラ2台の設置や夜間に公園内に車両が進入することを防止するために車止めを設置するなどの対策を行うための費用となります。次に、説明欄3 市内体育施

設維持管理307万5,000円の増額補正をお願いするものです。内容につきましては、10節 需用費の修繕料26万4,000円の増額は、旧下吉影小学校の消防設備用受信機バッテリーの老朽化により交換するものです。14節 工事請負費 玉里運動公園修繕工事 221万7,000円の増額につきましては、希望ヶ丘公園と同様に電線等の盗難防止のため、防犯カメラ3台の設置及び車止めの設置などを行うための費用となります。小川海洋センター修繕工事 59万4,000円の増額につきましては、温水ヒーター用ファンモーターの老朽化により交換するものです。令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第6号）の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします

○副委員長（島田 清一郎君） 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

○副委員長（島田 清一郎君） 鈴木委員。

○10番（鈴木 俊一君） オール小美玉クラブによる生徒派遣補助金357万8,000円の経費割合について伺います。

○副委員長（島田 清一郎君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田 桂子君） 鈴木委員のご質問にお答え致します。補助金交付要綱に基づき算出しており、宿泊費につきましては、1人1泊1万円ということで、今回25名が対象となり、6泊で計算しており、150万円。飛行機及びバスの移動を想定しており、97万8,000円。参加負担金が5万円。現地でのバス借上げ料が105万円となり合計357万8,000円となります。

○副委員長（島田 清一郎君） 鈴木委員。

○10番（鈴木 俊一君） こんなこと多分めったにないことだと思いますので、なるべく多く個人負担があまりないように、市で盛り上げて応援できたらと思います。

○副委員長（島田 清一郎君） 他にございませんか。宮内委員。

○2番（宮内 勇二君） 私から1点、26ページになります。学びサポーター謝金の部分ですが、外国人生徒数が増加ということで、対象児童数などが分かれば教えていただきたいと思います。

○副委員長（島田 清一郎君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田 桂子君） 宮内委員のご質問にお答え致します。現在対象としております児童が6名となり、当初の想定より増えておりますので補正増をお願いしております。

○副委員長（島田 清一郎君） 谷中委員。

○13番（谷仲 和雄君） 私の方がまず、16ページの社協のところになります。社会福祉事務費の2,446万6,000円の先程説明の中でですね、人件費の割合が1,663万2,000円、それで介護保険の赤字分が783万5,000円ということで、人件費等については、その人件費の増額というところは、理由については、昨今の人件費の高騰の部分かなと思いますが、この介護保険の赤字の理由のところをですね、少し簡潔にご説明いただければと思います。

○副委員長（島田 清一郎君） 佐々木福祉部長。

○福祉部長（佐々木 浩君） 社協関連ですので、私の方からご答弁させていただきます。介護保険事業の赤字の部分の詳細な内容というところですけども、まず一つ目がですね、ケアプランセンター、ケアマネージャーが計画書等を作っています。5名在住しているケアプランセンターですがこちらが今年度の赤字見込みが250万円、訪問介護ヘルパーセンターですね、こちらが今年度の赤字見込みが約500万円、そして支援センターといたしまして、こちらは障がい者へのヘルパー業務であります、こちらが40万円ということで、全部合わせて約750万円の赤字を見込むというところでの今回の補填ということになります。

○副委員長（島田 清一郎君） 谷中委員。

○13番（谷仲 和雄君） この社会福祉協議会の活動というのがセーフティネットを支える部分というところがございます。私の方から、そのところで理解致します。続きまして、18ページの家庭児童相談事業 国県補助等返納金の4,434万1,000円ですが、令和6年同時期の額と比較する額がですね大体2,607万8,000円というところで、これは年度によって差が出るものかどうか、その点を確認できればと思います。

○副委員長（島田 清一郎君） 櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井 正樹君） ただいまの谷仲委員のご質問について、答弁させていただきます。補助金を申請する際の公定価格につきましては、国から示されるものが、例年1月となっております、前年のもので算定しないと予算要求できないということから、読めない部分もございます。今回の4,434万1,000円につきましては、まず、令和6年同時期のものと比べまして、若干差がありますが、誤差は生じてしまうというところがございます。

○副委員長（島田 清一郎君） 谷中委員。

○13番（谷仲 和雄君） ありがとうございます。続きまして、28ページをお願い致します。やすらぎの里施設維持管理費のうちですね、空調設備更新工事の484万円ですが、こ

これは施設全館というとらえ方でよろしいかどうかお聞かせください。

○副委員長（島田 清一郎君） 島田生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田 広幸君） 谷仲委員のご質問について、答弁させていただきます。

こちらは、茶道棟の施設に関する空調設備更新工事でございます。

○副委員長（島田 清一郎君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（島田 清一郎君） ないようですので、以上で質疑を終結致します。次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（島田 清一郎君） ないようですので、討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第95号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第6号）について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（島田 清一郎君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。ここで15分ほど休憩させていただきますので、11時15分から再開致します。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○副委員長（島田 清一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。続いて、議案第96号 令和7年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題と致します。執行部より説明を求めます。

○副委員長（島田 清一郎君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） それでは、議案第96号 令和7年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4,529万5,000円とするものでございます。まず、歳入についてご説明いたします。ページが飛びまして、6ページをご覧ください。5款 県支出金、1項 県補助金の説明欄、保険給付費等交付金普通交付金300万8,000円の補正増

をお願いするものでございます。内容でございますが、歳出において一般被保険者療養費を補正増とさせていただく額の全額が県から交付されるため、歳出の増額となる額と同額を計上させていただくものでございます。続きまして、歳出についてご説明いたします。7ページをご覧ください。2款 保険給付費、1項 療養諸費の説明欄1、一般被保険者療養費300万8,000円の補正増をお願いするものでございます。内容でございますが、保険者間調整及び補装具支給について高額案件が生じたことによるものでございます。以上で、議案第96号 令和7年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○副委員長（島田 清一郎君） 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。よろしいですか。ないようですので、以上で質疑を終結致します。次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（島田 清一郎君） ないようですので、討論を終結致します。これより採決に入ります。議案第96号 令和7年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（島田 清一郎君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○副委員長（島田 清一郎君） 続いて、議案第97号 令和7年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題と致します。執行部より説明を求めます。

○副委員長（島田 清一郎君） 島田介護福祉課長。

○介護福祉課長（島田 視一君） 議案第97号 令和7年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。1ページ目をご覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,354万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億3,576万4,000円とするものでございます。6ページをご覧ください。歳入でございますが、それぞれ一番右の説明欄に沿ってご説明いたします。それでは一番上の段になります。介護給付費負担金につきまして、7,631万8,000円の増額でございます。内容につきましては、この後ご説明致します歳出予算における保険給付費の増額補正に伴い、増額分について施設入所分は15%、居宅分は

20%相当を補正するものでございます。次に、その下の枠になります。国庫補助金のうち、調整交付金は、1,190万4,000円の増額でございます。内訳としましては、保険給付費の増額補正に伴う普通調整交付金1,151万円と東日本大震災に伴う特別調整交付金として、保険給付の利用者負担軽減分33万7,000円及び介護保険料の減免分5万7,000円の合計額となっております。その下の、介護保険事業費補助金の、36万3,000円の増額につきましては、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修費17万6,000円及び介護情報基盤対応経費55万円について、それぞれ2分の1相当分を計上してございます。更にその下の介護保険災害臨時特例補助金9万6,000円につきましては、東日本大震災に伴う保険給付費の利用者負担軽減分及び介護保険料の減免分について、それぞれ20%相当分を補正するものでございます。次に、その下の枠になります。介護給付費交付金は、1億1,301万2,000円増額でございます。内容としましては、介護給付費の増額補正に伴い、増額分の27%相当分を補正するものでございます。次に、その下になります。介護給付費負担金は、5,971万4,000円の増額でございます。

内容としましては、介護給付費の増額補正に伴い、増額分について施設入所分は17.5%、居宅分は12.5%相当を補正するものでございます。次に、その下の枠になります。

介護給付費繰入金は、5,232万1,000円の増額でございます。内容としましては、介護給付費の増額補正に伴い、増額分の12.5%相当を一般会計からの繰入金として補正するものでございます。その下の、事務費繰入金につきましては、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修費用分8万8,000円の増額と、介護情報基盤対応経費の国庫補助金充当による27万5,000円の減額により、合計で18万7,000円を減額するものでございます。歳入につきましては以上になります。続きまして、7ページをご覧ください。歳出についてご説明いたします。一番上になります。説明欄2 一般管理費は、17万6,000円の増額でございます。内容としましては、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修費用を計上しております。次に、その下の枠になります。説明欄1 介護サービス経費について、4億936万5,000円の増額でございます。内訳としましては、ここに記載しております5つの負担金について、それぞれ年間での支出額が予算額を上回ることが見込まれるため、合計で4億936万5,000円を補正するものでございます。

次に、一番下になります。説明欄1 介護予防サービス経費について、645万4,000円の増額でございます。内訳としましては、ここに記載しております2つの負担金について、それぞれ年間の支出額が予算額を上回ることが見込まれるため、合計で645万4,000円を補正するものでございます。続きまして、8ページをご覧ください。一番上になります。説明欄1

介護報酬審査経費は、26万6,000円の増額でございます。内容としましては、国民健康保険団体連合会に委託しております介護サービス費等の審査に係る経費として、審査支払手数料を補正するものでございます。次に、その下になります。説明欄1 高額介護サービス経費は、247万8,000円の増額でございます。増額理由は、年間の支出額が当初予算額を上回ることが見込まれるため、補正するものでございます。次に、一番下になります。介護給付費準備基金積立金ですが、1億561万8,000円の減額でございます。こちらは、介護保険特別会計における、12月補正時点での歳入歳出間の調整を行っております。続きまして、9ページをご覧ください。説明欄1 介護保険災害臨時特例補助事業につきましては、42万円を計上しております。内容としましては、東日本大震災の避難者について、国の関連要綱に基づき、介護サービス利用料の個人負担分を減免するものでございます。財源は、国庫補助金および調整交付金となっております介護保険特別会計における歳入歳出補正予算の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副委員長（島田 清一郎君） 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。よろしいですか。ないようですので、以上で質疑を終結致します。次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（島田 清一郎君） ないようですので、討論を終結致します。これより採決に入ります。議案第97号 令和7年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（島田 清一郎君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○副委員長（島田 清一郎君） 続いて、議案第99号 指定管理者の指定についてを議題と致します。執行部より説明を求めます。

○副委員長（島田 清一郎君） 小松健康増進課長。

○健康増進課長（小松 与士宏君） 議案第99号 指定管理者の指定につきまして、ご説明いたします。小美玉市保健福祉施設に係る指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。提案理由としましては、地方自治法第244条の2第6項及び小美玉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条

例第4条第1項の規定に基づき、小美玉市保健福祉施設の指定管理者を指定するため、この案を提出するものでございます。次のページをお開き下さい。

1 指定管理者が管理する小美玉市保健福祉施設の名称は、小美玉市四季健康館・小美玉市小川保健相談センター・小美玉市玉里保健福祉センターでございます。

2 指定管理者は、茨城県小美玉市上玉里1122番地 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会 会長 島田 幸三となります。

3 指定管理の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、小美玉市保健福祉施設指定管理の概要をご覧ください。1の指定管理3施設の概要、2の主な指定管理業務内容につきましては、記載のとおりでございます。

3の選定経緯で非公募とした理由につきましては、資料にも記載しておりますが、保健福祉3施設につきましては、本市の住民健診や健康教室等の健康増進事業や、保健福祉事業の中心施設としての役割を担っているほか、介護保険サービスや障がい者サービス、包括支援サービスなど、本市の社会福祉事業を支えている小美玉市社会福祉協議会が拠点として活動している施設であるため、小美玉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 第5条第1項第1号当該公の施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるときに該当すると判断し、非公募といたしました。また、小美玉市社会福祉協議会を指定管理者として指定する理由につきましては、平成23年度～令和7年度の3期15年間にかけ指定管理者として、良好に施設の管理、運営を行ってきた実績があり、各施設の利用者ニーズや、現状等について熟知していることに加え、市の福祉部門や保健衛生部門と連携して対応する事案等も多く、指定管理者として保健福祉3施設に事務所を置きながら社会福祉事業を展開することによって、市と社会福祉協議会の双方が効率的な事業運営を期待できることからでございます。4の基本協定及び年度協定の締結につきましては、令和7年7月7日に、島田市長が小美玉市社会福祉協議会会長に就任したことに伴い、民法第108条の規定に抵触するため、小美玉市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則の第2条に従い、小美玉市深谷副市長と、小美玉市社会福祉協議会 島田会長とで協定を締結するものでございます。今後のスケジュールにつきましては、本第4回定例会での議決後に、速やかに、指定の通知及び告示を行い、基本協定を締結いたします。その後、令和8年第1回定例会において当該予算に係る議会の議決後に年度協定を締結し、令和8年4月1日より第4期の指定管理業務を開始するスケジュールとなっております。以上、説明を終わります。

○副委員長（島田 清一郎君） 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。よろしいですか。ないようですので、以上で質疑を終結致します。次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（島田 清一郎君） ないようですので、討論を終結致します。これより採決に入ります。議案第99号 指定管理者の指定について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（島田 清一郎君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○副委員長（島田 清一郎君） 続いて、議案第102号 工事請負契約の変更契約の締結について議題と致します。執行部より説明を求めます。

○副委員長（島田 清一郎君） 田山教育企画課長。

○教育企画課長（田山 智君） 教育企画課田山です。よろしく申し上げます。議案第102号 工事請負契約の変更契約の締結についてです。提案理由でございますが、納場小学校体育館長寿命化改修工事において、既存構造部材等劣化による補強工事の追加等に伴い、請負契約金額を増額変更するため、地方自治法及び市条例の規定に基づき提出するものとなっております。内容についてですが、中段、契約金額について、原契約金額、3億6,091万円から、変更額、1,045万円を増額し、変更後の契約金額を3億7,136万円とするものです。

次のページをご覧ください。工事名は、納場小学校体育館長寿命化改修工事です。変更内容ですが、既存構造部材等劣化による補強工事の追加、内装材を防火使用へ変更、火災報知受信機更新工事の追加、アスベスト処分量の増加などによるものです。工期は、令和8年1月23日まで、契約の相手方は、水戸市千波町1905番地 昭和・小林特定建設工事共同企業体 代表者、昭和建設株式会社 代表取締役 仁田原一義です。議案第102号の説明は以上となります。ご審議のほど宜しく申し上げます。

○副委員長（島田 清一郎君） 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

○副委員長（島田 清一郎君） 谷仲委員。

○13番（谷仲 和雄君） 変更内容について、先ほどご説明のありました既存構造部材等劣化による補強工事の追加ですね、あと内装材を防火使用へ変更、また火災報知受信機更新工事の追加、この3点について当初設計の段階、こちらの方は入ってなかった。若しく

は、通常そのまま設計したが、やはり工事の途中に追加変更になったのかという、そこから辺の事情等がございましたら、お聞かせいただければと思います。

○副委員長（島田 清一郎君） 田山教育企画課長。

○教育企画課長（田山 智君） まず、既存構造部材等劣化につきましては、解体をしてから見て分かる部分もあり、床面の下については、追加工事が必要になったということがありましたので、当初設計では反映できなかったというものです。次に内装材につきましては、当初設計は、不燃等には、なっていなかったということでございます。次に、火災報知受信機につきましては、既存の受信機が、再利用出来ないことが判明したことで、現在の校舎の方に、新たに火災報知受信機を、設置するということの追加となりました。以上です。

○副委員長（島田 清一郎君）他に質疑はございませんか。

○副委員長（島田 清一郎君） 鈴木委員。

○10番（鈴木 俊一君） 今の谷仲委員と重なる点もあるかもしれませんが、最初に、受注した設計事務所の方でそれが見込めなかったのか、発注する市が見込めなかったのか、それとも、今の防火使用にするというのが、最初に、市が発注しなかったからやなかったのかそれとも、どういうふうなのかもちょっと最初の内装材を防火使用に変更したという流れをもうちょっと詳しく知りたいんですが。

○副委員長（島田 清一郎君） 田山教育企画課長。

○教育企画課長（田山 智君） 説明が不足していたかもしれませんが、当初設計では、内装材は不燃とはしておりませんでした。それは、私どもの指示とか、業者からの提案というかそういう相談というものはありませんでした。施工していく中で、設計業者が現在、施工管理業者になっており、現場の意見などで、不燃材のほうが良いのではというようなことで、変更したところですよ。

○副委員長（島田 清一郎君） 鈴木委員。

○10番（鈴木 俊一君） 途中で施工していく中で気が付いたということですかね。

○副委員長（島田 清一郎君） 田山教育企画課長。

○教育企画課長（田山 智君） そういうことになります。

○副委員長（島田 清一郎君）他に質疑はございませんか。ないようですので、以上で質疑を終結致します。次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（島田 清一郎君） ないようですので、討論を終結致します。これより採決に入ります。議案第102号 工事請負契約の変更契約の締結について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（島田 清一郎君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、当委員会に付託されました執行部から提案されました議案の審査については終了いたしました。ここで、教育委員会の方から報告事項がございます。

○副委員長（島田 清一郎君） 狩谷教育委員会理事。

○教育委員会理事（狩谷 秀一君） 本日は南中学校が臨時休校している件について報告させていただきます。昨日の12月14日午後7時30分ごろ、校内で停電が発生いたしました。午後の9時30分の段階で、復旧のめどが立たないことから、休校を決定いたしました。停電になりますと、受水槽に水を上げることができなくなることから、水道やトイレが使用できなくなる可能性があったということ。また、エアコンの使用ができなくなってしまうということから、生徒の健康面を配慮しましての処置となっております。停電についてですが、明日の午後復旧する見通しとなっております。報告は以上でございます。

○副委員長（島田 清一郎君） この後は議会案件となりますので、執行部におかれましては散会したいと思います。委員の皆さんよろしいでしょうか。

○副委員長（島田 清一郎君） 鈴木委員。

○10番（鈴木 俊一君） 納場小学校の現地視察の件ですが、屋根に太陽光を乗せなかった理由をお聞きできたらと思うんですが。

○副委員長（島田 清一郎君） 田山教育企画課長。

○教育企画課長（田山 智君） 長寿命化改修工事ということで、老朽化した鉄骨とかもありますので、さらに太陽光を載せるとなると、さらなる躯体の補強が必要になるというようなことで、太陽光は設置しておりません。昨年の美野里中学校も同様でございます。以上です。

○副委員長（島田 清一郎君） それでは、執行部の皆さんにつきましては退出していただいて結構です。ご苦労様でした。

〔執行部退席〕

○副委員長（島田 清一郎君） つづいて、その他になりますが、過日の視察研修において報告ありがとうございました。現議長であります当時の石井委員長の報告も記載してございますが、お手元の報告書の通りまとめておりますが、内容についてご確認いただき何か修正な

ございましたらお願いしたいと思います。

〔確認中〕

○副委員長（島田 清一郎君） 修正がある場合はですね、直ちにさせていただきまして、修正した後、議長に報告書を提出いたします。また、最終日の全員協議会において、私からも研修報告をしますので、よろしくお願いいたします。他に何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（島田 清一郎君） よろしいですか。



◎閉会の宣告

○副委員長（島田 清一郎君） それでは、以上で本日の審議及び協議は全て終了しましたので、文教福祉常任委員会を閉会致します。ご苦労さまでした。

午前11時41分 閉会